

ニトリ気仙沼店の届出概要について

資料4

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社ニトリ
2 届出年月日 令和7年7月3日
3 店舗の名称 ニトリ気仙沼店
4 店舗設置者 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
5 店舗所在地 気仙沼市松崎高谷94番8外
6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ニトリ	3, 471 m ²	家具、インテリア用品等
計	3, 471 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和8年3月4日
8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 60台 (指針による必要台数: 163台)
(2) 駐輪場の収容台数 21台
(3) 荷さばき施設の面積 48 m²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 26.3 m³ (指針による必要容量: 18.9 m³)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時～午後9時
(2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分～午後9時30分
(3) 駐車場の出入口の数 2箇所
(4) 荷さばき実施時間帯 午前6時～午後10時

- 10 事務手続き等
- ・公 告 年 月 日 令和7年7月18日
 - ・縦 覧 期 間 公告の日から令和7年11月18日まで
(公告の日から4か月間)
 - ・地 元 説 明 会 令和7年8月8日、令和7年8月9日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年8月4日
 - ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年11月18日 (公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限 令和8年3月3日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	① 令和7年8月8日（金）午後7時から午後8時まで ② 令和7年8月9日（土）午前10時から午前10時30分まで
開催場所	気仙沼市民会館 気仙沼市笹が陣4番2号
出席人数	① 3名 ② 0名

質問事項	設置者の回答内容
来店車両台数が58台とのことだが、算定方法について説明してほしい。	大規模小売店舗立地法では、必要駐車台数や来店車両台数を同法に示されている指針計算式によって計算することになっているが、ニトリのような家具店においては類似他店舗による実態から算定することができるとされている。このため、気仙沼店の近隣で営業している同規模の店舗として大崎店・一関店・水沢店の実態を調査し、休祭日の平均客数が最も多い水沢店の来客数より千m ² あたりの来客数を設定し、自動車分担率や平均乗車人員、平均駐車時間係数等については、同法の数値を用いて算定している →県の意見は不要
交通や音以外で照明に関してはどうか。	照明施設は店舗敷地内に向けて設置する。照明は日没から閉店まで点灯し、閉店後15分後に消灯するようになっている。夜中まで照明が点いていることはない。→県の意見は不要
事前の予測について説明されたが、開店後において事後調査は行わないのか。	大規模小売店舗立地法では店舗ができる前に交通や騒音に関する影響を検証し、もし問題がある場合には事前に対策を講じることを目的としている。このため、事後調査までは予定していない。→県の意見は不要
左折入出庫となっているが、南側へ帰る場合はどのように帰るのか。ツルハドラッグのところまで行くのか。	南側へ帰る場合には、国道45号を北進し、県道65号線（ツルハドラッグ角交差点）のところで右折し、県道26号線の方に向かってもらうことになる。→県の意見は不要
左折での入出庫は守ってもらえると思うが、花の駅でUターンしたり、地元の細い道を通って帰る車両が増えるのではないか。	ごく地元の方は周辺の狭幅員道路などもよく知っており、そういう道路を利用される方もいるかもしれないが、ニトリは家具店であり遠方からの来客も多い。遠方の方は地元の狭幅員道路などは知らない方が多いため、そういう道路は利用されないとされる。また、最寄りの施設等でUターンされる方も一定数はいると思われるが、周辺の狭幅員道路を通るような経路を案内する事はできないため、安全に来退店できる経路をチラシや店内掲示等で案内し、来店される方へ協力を求めていく。→県の意見は不要

気仙沼市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3, 000m²を超えるため実施

開催日時	令和7年12月15日（月）午後1時30分から午後2時50分まで
開催場所	ニトリ気仙沼店 建設予定地
調査会結果	気仙沼警察署、気仙沼市、道路管理者、設置者、県関係課において現地を確認し、交通対策等について検討を行った。本案件に対して、県の意見を必要とする事項はなかったが、来店者の右折入出庫を不可とすることの対応策について確認がなされた。特に、出入口2については、隣接事業者に限り右折出庫が認められることから、来店者への周知徹底について複数の意見が寄せられ、設置者において、路面表示や案内看板の設置に加え、店舗入口での案内や開店時の広報媒体などを活用した周知について工夫していくとの説明がなされた。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ニトリ	
届出年月日	令和7年7月3日	
店舗名称	ニトリ気仙沼店	
所在地	気仙沼市松崎高谷94番8外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県の意見案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他の	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	交通対策について、来店者の左折入出庫の徹底を図るため、路面表示や案内看板設置のほか、利用者への周知方法を工夫するとともに、事故につながる状況を把握した場合は、追加的な措置を講じるよう配慮願います。	